

対象船舶

➤ 以下の船舶に対し、水密全通甲板の設置を義務化。

 : 知床遊覧船事故を踏まえた強化/見直し部分

旅客数		①旅客定員13人以上の船舶		②旅客定員12人以下の船舶(事業の用に供するもの)	
		20トン		20トン	
航行区域	湖川港内(琵琶湖を除く)	-	水密全通甲板の設置	-	水密全通甲板の設置
	琵琶湖				
	上記を除く平水区域				
平水区域	2時間限定沿海	水密全通甲板の設置		水密全通甲板の設置	
	沿岸5マイル				
	上記を除く沿海区域				
沿海区域	湖川港内(琵琶湖を除く)	-	水密全通甲板の設置	-	水密全通甲板の設置
	琵琶湖				
	上記を除く平水区域				
平水区域	2時間限定沿海	水密全通甲板の設置		水密全通甲板の設置	
	沿岸5マイル				
	上記を除く沿海区域				
沿海区域	湖川港内(琵琶湖を除く)	-	水密全通甲板の設置	-	水密全通甲板の設置
	琵琶湖				
	上記を除く平水区域				
平水区域	2時間限定沿海	水密全通甲板の設置		水密全通甲板の設置	
	沿岸5マイル				
	上記を除く沿海区域				
沿海区域	湖川港内(琵琶湖を除く)	-	水密全通甲板の設置	-	水密全通甲板の設置
	琵琶湖				
	上記を除く平水区域				
平水区域	2時間限定沿海	水密全通甲板の設置		水密全通甲板の設置	
	沿岸5マイル				
	上記を除く沿海区域				
沿海区域	湖川港内(琵琶湖を除く)	-	水密全通甲板の設置	-	水密全通甲板の設置
	琵琶湖				
	上記を除く平水区域				
平水区域	2時間限定沿海	水密全通甲板の設置		水密全通甲板の設置	
	沿岸5マイル				
	上記を除く沿海区域				

➤ 水密全通甲板の設置に加え、以下の船舶に対し、いずれの一区画に浸水しても沈没しないように水密隔壁を配置すること(一区画可浸)を義務化。

旅客数		①旅客定員13人以上の船舶		②旅客定員12人以下の船舶(事業の用に供するもの)	
		20トン		20トン	
航行区域	湖川港内(琵琶湖を除く)	-	損傷時復原性基準※2	-	-
	琵琶湖				
	上記を除く平水区域				
平水区域	2時間限定沿海	一区画可浸の基準※1		一区画可浸の基準※1	
	沿岸5マイル				
	上記を除く沿海区域				
沿海区域	湖川港内(琵琶湖を除く)	-	損傷時復原性基準※2	-	-
	琵琶湖				
	上記を除く平水区域				
平水区域	2時間限定沿海	一区画可浸の基準※1		一区画可浸の基準※1	
	沿岸5マイル				
	上記を除く沿海区域				
沿海区域	湖川港内(琵琶湖を除く)	-	損傷時復原性基準※2	-	-
	琵琶湖				
	上記を除く平水区域				
平水区域	2時間限定沿海	一区画可浸の基準※1		一区画可浸の基準※1	
	沿岸5マイル				
	上記を除く沿海区域				

※1 暴露部に開口がある区画(打ち込みによる浸水のおそれがある区画)は、満水状態での浸水を検討

※2 国際条約に基づく基準(確率論等を用いた詳細な計算が必要)

(表は500トンかつ80m以上の船舶の記載を除外)

➤ 上記の安全対策が困難な船舶(現存船や5トン未満の小型船等)は、以下のいずれかの代替措置での対応も可能。

浸水警報装置及び排水設備の搭載 又は 不沈性及び安定性を有する構造

適用日

①旅客定員13人以上の船舶

- ・「海上運送法」の適用を受け人の運送に使用される船舶: 令和8年4月1日※
- ・遊漁船業にのみ供する船舶: 検討中
- ・上記に該当しない旅客定員13人以上の船舶: 令和8年4月1日※

②旅客定員12人以下の船舶(事業の用に供するもの)

- ・「海上運送法」の適用を受け人の運送に使用される船舶: 令和9年4月1日※
- ・遊漁船業にのみ供する船舶: 検討中

※ 現存船は適用日以降の最初の定期検査までの経過措置あり

(一区画可浸のイメージ)

